

ジョイフルホームやつなみにおいては次の事業を実施する。

## 1 地域密着型通所介護事業及び介護予防通所介護事業

(介護予防通所介護事業は、総合事業の通所サービス現行相当型に移行します)

・介護保険による要介護者に対し、ケアプランに基づいた各種サービス（主に生活指導、機能訓練、生活機能向上グループ活動、食事提供及び送迎など）を提供し、また要支援者及び事業対象者に対し、介護予防プランに基づいた各種サービス（同）を提供する。

・利用定員は地域密着型通所介護事業の利用者並びに介護予防通所介護事業の利用者を併せて1日15人であるが、サービス提供時間7時間未満であるため、1日19人までは利用が可能である。

・年間利用件数は、3600件を目指す。

※地域密着型通所介護事業については、年2回の運営推進会議を開催する。

## 2 自主活動移行教室（昨年度までの通所型介護予防事業が終了のため）

・65歳以上で、教室終了後も自主的に地域での運動を続ける意向のある方に対し、生活指導、機能訓練等の各種サービスを6か月間提供する。

・市が定める提供時間は1時間程度となっていることから、オプション利用料を設定し徴収する。

・利用定員は1日あたり、33人一通所介護事業及び介護予防通所介護事業の利用者とし、併せて33人を超えないものとする。

・利用日は当面、月曜または木曜のみとする。

・年間利用件数は、360件を目指す。

※6か月経過後は自主活動として利用できることとし、利用料及び送迎料を必要に応じ徴収する。

### 3 配食事業（配食サービス）

- ・介護保険の要支援・要介護者または概ね65歳以上の高齢者（要支援・要介護者は除く）のうち、独居世帯者、高齢者のみ世帯者及びそれらに準じる世帯者に対し、配食を実施する。
- ・利用定員は特に定めないが、対応可能数としては1日あたり5件程度である。
- ・利用日は当面、水～金曜日とする
- ・年間利用件数は、300件を見込む。

### 4 居宅介護支援事業及び介護予防支援事業

- ・要介護の依頼者に対し、契約に基づき、居宅サービス計画を作成し、必要なサービスの提供が行われるよう関係事業者との連絡調整を行う。また、地域包括支援センターの委託業務として介護予防支援事業を受託し要支援及び事業対象者の依頼者に対し、介護予防支援サービス計画または介護予防ケアマネジメントを作成し、必要なサービスの提供が行われるよう関係事業者との連絡調整を行う。

・居宅サービス計画作成件数は、ケアマネージャー一人当たり35件以内（1か月）とする。

また、介護予防支援サービス計画または介護予防ケアマネジメント作成件数は、特に定めないが、居宅サービス計画作成業務に支障のない範囲で行うこととする。

- ・認定調査業務を受託し実施する。

グループホームやつなみ及びネクストホームやつなみについては、別紙事業計画のとおりとする。